平成２１年（フ）第８４１号
静岡市葵区松富２丁目10番26号　ワールドフレグランス青山Ｃ―102号、旧住所静岡市葵区横田町７番25号
債務者　鈴木二三枝
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８６６号
静岡市駿河区登呂２丁目１番１号　登呂ハイツ101号
債務者　樋口　静代
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２４号
山口県下松市東陽６丁目２番４―303号
債務者　藤岡真一郎
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午前11時
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第５２０号
栃木県宇都宮市弥生１丁目５番３号、開始決定時の住所栃木県宇都宮市下河原１丁目３番１号
破産者　髙橋　敏子
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成１９年（フ）第２４９号
東京都台東区雷門１丁目16番４号
破産者　株式会社湯けむりの里柏屋
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第１５１０５号
東京都渋谷区渋谷３丁目26番８号
破産者　株式会社イーグローバル
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１５１０６号
神奈川県川崎市中原区上小田中１丁目33番17号
破産者　有限会社ユーロネットジャパン
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１５１０７号
神奈川県川崎市高津区子母口368―503
破産者　佐藤　嘉康
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１２２９号
埼玉県さいたま市浦和区上木崎６丁目13番15号
破産者　有限会社本多工務店
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２６０６号
神奈川県横浜市港北区新羽町4393番地
破産者　株式会社ミナキ
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３７２０号
神奈川県横浜市中区海岸通２丁目６―908
破産者　南　　憲明
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２７１号
埼玉県川口市弥平４丁目12番９号
破産者　株式会社ニュービジネス
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７８８号
東京都東久留米市東本町14―21―802
破産者　遠藤　徹哉
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７８９号
東京都東久留米市東本町14―21―802
破産者　遠藤　ゆか（旧氏名洪賢汀）
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８０号
福島県郡山市亀田２丁目19―14
破産者　株式会社クローバーホーム
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９６号
福島県福島市南向台１丁目28―１
破産者　中山　真波（旧姓小宅）
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５２７６号
千葉県印西市高花２丁目３―４―501
破産者　岡　　則雄
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５７８０号
埼玉県吉川市吉川１丁目14―17
破産者　白屋　弘男
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８１６４号
東京都八王子市大塚783―５―101
破産者　武田　則子（旧姓葛本）
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８２０１号
東京都港区虎ノ門５丁目11番地２号　オランダヒルズ森タワー２階
破産者　株式会社ネオリアリティ
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部